

# 議 事 録

## 第 25 回 定 例 総 会

令和4年8月8日

太田市農業委員会第25回定例総会議事録

開会日時 令和4年8月8日(月) 午後2時  
 閉会日時 令和4年8月8日(月) 午後3時54分  
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (19人)  
 1 小林 良孝      2 石原 康男      3 牛久保 榮治      4 永井 幸二  
 5 木村 克己      6 長島 佳男      7 齋藤 森雄      8 中村 博正  
 9 佐野 順一      10 新井 章夫      11 小島 秀一      12 齋藤 道明  
 13 新井 整      14 山田 清作      15 飯塚 茂夫      16 片亀 昌子  
 17 中島 沙織      18 清水 由紀江      19 青木 紀美子

欠席委員  
 (0人)

出席職員 (8人)  
 塚越局長 大木次長 小此木次長補佐 西野目係長  
 大澤主任 青木主任 松井主任 大崎主事

会議に付した事項  
 議案第1号 会長職の辞職届に伴う農業委員会の同意について (会長職務代理あて)  
 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)  
 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)  
 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)  
 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

追加議案第1号 会長の互選について  
 追加議案第2号 会長職務代理者の互選について

報告事項  
 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について  
 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について  
 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について  
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第25回農業委員会定例総会を開会いたします。

### 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、欠席の委員はございません。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 それでは、11番 小島秀一委員 と 12番 齋藤道明委員 のお二人  
にお願いいたします。  
また、書記につきましては事務局の松井主任を指名いたします。  
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたらご報告願います。

事 務 局 訂正はございません。

### 5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 会長職の辞職届に伴う農業委員会の同意についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限により新井章夫会長は退席願います。

(10番委員 退席)

議長 それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 新井章夫農業委員会会長より令和4年7月22日付で農業委員会の会長職を辞職したい旨の申出がありました。農業委員会等に関する法律第13条第2項の規定により、会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て会長を辞任することができます。辞職の賛同は出席委員の過半数ですので、ご審議のほど、よろしく願います。

議長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

委員 なし。

議長 ご質問、ご意見等もないようですので、議案第1号 会長職の辞職届に伴う農業委員会の同意については、これを同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手全員ですので、議案第1号 会長職の辞職届に伴う農業委員会の同意については可決されました。

新井章夫委員は入席してください。

(10番委員 入席)

議長 それでは、ここで事務局より発言があります。

事務局長 ただいま会長職の辞職が同意されましたので、会長職が空席となりました。太田市農業委員会規程第2条第2項の規定により、会長が会長職を辞したときから10日以内に会長の選挙を行わなければならないとあります。よって、会長の互選についての日程の協議をお願いいたします。

議長 ただいま事務局長より発言がありましたとおり、現在、会長が欠けておりますので、会長の互選につきまして、引き続き協議を行うことに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手全員ですので、会長の互選についてを追加議案第1号とし、議題といたします。  
事務局長より説明をお願いいたします。

事務局長 まず初めに、会長の互選は選挙会となります。選挙会の成立は、太田市農業委員会選挙規程第4条の規定により、3分の2以上が出席しなければならないとあります。本日の出席委員19名で、3分の2以上の出席がありますので、選挙会は成立いたします。

次に、農業委員会に関する法律第5条第2項に「会長は委員が互選した者をもって充てる」と規定されております。また、選出方法として、選挙による方法と太田市農業委員会選挙規程第14条第1項により、出席委員に異議のないときは、指名推選による方法の2つの方法がございます。

まず、投票による方法についてですが、議長が委員の中から開票立会人2名について総会に諮って指名します。その後、選挙管理人が隣の部屋で立候補者を受け付けます。時間の都合もありますので、受付時間を3分間とします。なお、立候補者が1名の場合は、その方を当選人といたします。次に、各自5分以内の演説を行います。その後、投票用紙により投票していただき、投票数が同じ場合は抽選となります。

続いて、指名推選による方法についてです。慣例では、第1地区から第6地区までの各地区1名の選考委員を決めていただき、6名の選考委員が別室にて会長に指名すべき方を選考し、その方が会長となることについて全員の同意が得られれば当選人となります。なお、全員の同意が得られなかった場合は、投票による方法に切り替わります。さらに、選挙会では選挙管理人を定めることとなっておりますので、議長より指名をお願いいたします。

議長 それでは、選挙管理人に塚越事務局長を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議ないようですので、塚越事務局長を選挙管理人に指名いたします。

次に、会長の互選方法は、投票と指名推選のいずれの方法がよろしいか、お伺いいたします。

- 2番 委員 投票か指名推選かという二者択一ですけれども、状況から判断して投票を行って決めることがいいことだと思いますが、そういう提案をしたいと思います。よろしくお願いします。
- 9番 委員 2番委員と同じ意見です。無記名による投票がいいのではないかと思います。
- 議 長 ただいま、投票との発言がありました。したがって、投票による方法で会長を選任することによろしいですか。
- 委 員 (異議なしの声あり)
- 議 長 ご異議もないようですので、投票により会長を選任することに決定いたします。
- それでは、太田市農業委員会選挙規程により、開票立会人2名を指名いたします。片亀昌子委員と青木紀美子委員にお願いすることでご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なしの声あり)
- 議 長 ご異議なしということですので、片亀昌子委員と青木紀美子委員を開票立会人に指名いたします。
- 続きまして、選挙管理人が隣の部屋で立候補を受け付けます。受付時間は3分間といたします。なお、立候補が1名の場合、その方を当選人といたします。
- 次に、立候補者による演説を行います。持ち時間は各自5分以内とします。それでは、立候補したい方は別室で選挙管理人へ申し出てください。
- 現在、時刻は14時10分ですので、14時13分までの受付となります。よろしくお願いします。
- (別室で、3分間立候補受付)
- 議 長 それでは、3分間の受付を終了いたしました。立候補者は、牛久保榮治委員と長島佳男委員となります。
- 順次演説を行います。持ち時間は、各自5分以内といたします。まず、牛久保委員、お願いいたします。
- 3番 委員 ただいま会長職として届出をしまいいりました。新井前会長さんには、長いこと、ご苦労さまでございました。職務代理として3名の方がお

りまして、その職務代理の3名の方のおかげをもちまして、約1時間以上かかったかなと思いますけれども、そこで立候補の届出をする件について話合いました。その中で最終的に私が立候補することに決まりました。また、本人も意識しました。そういう中にありまして、残された期間、1年弱になりますけれども、その間、会長職として務めたく、立候補いたしました。

農業問題は非常に厳しい問題がありまして、後継者の問題、あるいは放棄地の問題、農業人口はだんだん減ってまいります。その中で、まず大事なものは放棄地をなくすこと、あるいはまた水が来ない、あるいは一般家庭からの排水のごみ等がつかえている、こういうことがよくありますけれども、多面的事業というものがあまして、私は水利組合から出されているものでございます。

水利組合には3つの部局、事業所がございまして、そこで多面的事業の受付をしております。お手伝いしております。その中で農業者が入ってきて排水が詰まってしまう、これは農業者だけの問題ではなくて、地域住民の協力がなければならぬものでありまして、日当等は予算の中で用意されておりますけれども、地域住民の方に出席をしていただきまして、農業者とともに堀ざらい等を行っていきたいと思います。どうか利用していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

時間が5分以内ということですのでどのくらいあるか、まだ時間があるようです。時計を見ていないので分からないんですが、そんなことで新井会長さんの後を引き継いでまいりたいと思いますので、どうぞ皆さん方のご支持をよろしくお願い申し上げます。言葉が整いませんが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。  
次に、長島委員にお願いいたします。

6番 委員

よろしくお願いいたします。  
新井委員が体調によって任期途中で退任されたということは非常に残念です。新井会長は、これまで事務局体制の強化ということで、予算とか、あるいは人事とか非常に尽力をされました。さらに、最近では強戸に太陽光建設の案件があるということで、環境上の問題から太陽光のガイドラインをせんだってつくったわけですが、これに対する先鞭をつけられたという非常に大きな実績を残されておりますので、非常に

残念です。ただ、新井会長には、まさにこれまでご尽力いただきましたことについては敬意を表したいと思えます。ありがとうございました。まさに牛久保委員から先ほどお話がありましたように、任期は1年弱であります。ですから、1年弱の中でできるところを新井会長が線を引いたところの延長線上で努力をしたいと思っています。

幾つか申し上げますと、一つは、新井会長がこれまで行われた事務局の体制強化については、引き続き努力をさせていただきたいと思っています。特に誤解を生じやすい話といたしましては、皆さん、時々あったのではないかと思うんですが、各委員から質問があったときに、事務局がきちんとした答えを返していないケースもあると。まさに右から左ということで、本当に委員の話を事務局が聞こえたかどうか、こういうことがあったのではないかと思うんです。

いろいろ考えてみますと、実は事務局の常識が農業委員の常識と若干ずれているのではないかと。考え方が少しずれているものですから、これは事務局とも調整して、皆さんの声がきちんと事務局に届いて、それで事務局がそれに対応する、こういう努力をまずはしていきたいと思っています。

それと全体の体制の問題ですが、形式主義というのがあるんです。要は書類が整えば、全ての案件がいいんだということの思いが多くありますが、これは少々形式主義という定義そのものに関係いたしますから、どれが悪いというわけではないんですけれども、例えば県に形式主義って何ですかということを実は4番委員に聞いていただきました。そうしますと、県も書類が整えばいいんですというお話ですが、その前に一言あったのは、問題がなければ、それでいいですということですから、現実に出された書類を丹念に見て、その上で判断をして問題がなければ、書類が整っていればいいということですから、別に書類が整ったから案件がいいということではない。そういうことを我々自身、あるいは事務局も意識をある程度統一しながら、意味について統一しながら物事を進めていきたいと思っています。

それと総会の運営なんですが、特に長年、委員をやっておられる方の中には、総会というのは決定の場です、審議をする場所じゃないんだ、こういう話があります。一度9番委員からも、総会というのは決定じゃなくて、審議をして決定する場ではないかというご質問をいただいたことがあります。まさに審議をして決定するというものですから、決定自体は審議の後だということを事務局も私どももよく確認をする必要があるのではないかと思います。



それと、ほかの機関、先ほど牛久保委員からも出ました耕作放棄地とか、あるいは保全等については、特に農協をはじめとした各機関との連携が実は必要なんです。ところが、その仕組みはできているんです。実はもう事務局とか農協との間の定期協議はできているんですが、その定期協議の中身を丹念に聞いていきますと、実はフレームが、枠ができていて中身の実質的な議論というのはほとんど進展していないんです。せんだって、実は……。

議 長  
3番 委員

5分です。

はい、分かりました。一言いいですか。

では、一言すみません。農業委員会は、農地法という法律を基準に判断をするんです。ですから、申請者が市の関係事業であろうとも、優良企業であろうとも、そこは憶測をしないで、ぜひルールにのっとって仕事をしていきたいということです。

時間を過ぎまして、どうも恐縮でございます。よろしく願いいたします。

議 長

それでは、投票に移ります。選挙管理人は、投票箱が空であることを委員の皆様を確認していただけてください。

(投票箱確認)

事 務 局

投票終了後、直ちにこの場で開票をいたしますので、投票箱には鍵はかけません。

投票用紙には、候補者の氏名を記載してください。

議 長

それでは、議席番号1番の方から順次、選挙管理人から投票用紙を受取り、投票してください。よろしく願いいたします。

(投票用紙交付)

(記載台で記載、投票)

議 長

ただいまをもちまして、投票を終了します。

開票立会人は直ちに開票してください。

(開票)

- 議 長 それでは、選挙管理人は、得票数を発表してください。
- 選挙管理人 それでは、開票結果の報告をさせていただきます。  
投票総数 19 票  
有効投票数 18 票  
無効投票数 1 票  
有効投票中、  
牛久保榮治委員が 9 票、長島佳男委員が 9 票ということで同じ票、同数になりました。以上です。
- 議 長 ただいまの得票のとおり、牛久保委員、長島委員、同数となりましたので、抽せんとなります。暫時休憩をいたします。よろしく願いいたします。
- (暫時休憩)
- 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
では、当選の仕方について、事務局より説明がありますので、聞いてください。
- 事 務 局 では、本選になる前に、まず、本選のくじを引く順番のためのくじを引きます。そのくじは予備選ですね。このくじを引く順番は、さっきの投票の受付順という形になります。順番にくじを引いていただいて、それで本選のくじを引いていただく順番を決めさせていただきたいと思えます。本選につきましては赤色が当選という形になります。
- 事 務 局 まず、本選のくじを引く順番を決めるのに、最初、立候補していただいた順番ということで、先に牛久保委員、次に長島委員というふうに、その順番でこちらを引いていただきます。その結果によって、今度本選のくじを引く順番が決まります。
- 事 務 局 では、候補者の方、前へお願いいたします。
- (予備選、各候補者がくじを引く)
- 事 務 局 牛久保さんが 1 番、長島さんが 2 番ということになりました。以上で

す。

引き続き、こちらが本選のくじになります。赤いくじのほうが当選ということになります。

(本選、各候補者がくじを引く)

議 長

ただいまの得票のとおり、牛久保委員が9票、長島委員が9票ということで同数となりました。抽せんの結果、長島委員が会長に当選したことを本席から告知いたします。

それでは、長島会長、会長席にお座りください。

それでは、新たに農業委員会会長に選任されました会長から就任の挨拶をお願いいたします。

新 会 長

ご支援ありがとうございます。

票は同数ですけども、私は、農業委員会そのものは数年前にはやりましたワンチームというのがありますが、農業委員会全体は一つのチームだと。お互いが信頼関係で築かれるものだと思っておりますので、票決の結果にかかわらず、ぜひまた引き続きご指導いただきたいと思っております。

先ほど若干重複しましたのと説明が足りなかったところが一、二点ありますが、新井会長には本当にこれまでいろいろご尽力いただきまして、まさに体調不調ということで途中でお辞めになるというのはじくじたる思いがあったのではないかと思います。あと残された時期はわずかですが、新井会長が進められた路線の延長線上で、皆さんとともに会の運営を進めさせていただきたいと思っております。引き続き、よろしくご指導いただければと思います。

もう一つは、これは先ほど時間がなくてあれだったんですが、やはり農業委員会というのは農地法の妥当性をいいか悪いか、その範囲で議論をする会で、よく市の案件だとか、有力企業から話があったからといって若干情緒的な話で物事を整理するのではなくて、法律に照らしてその案件がいいか悪いか、これが一つのメルクマールだと私は思っております。ぜひご理解をいただければと思います。

また、私どもの活動を支えている事務局の方には、またいろいろご尽力いただくとは思いますが、よろしくをお願いいたします。

簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 ありがとうございます。  
それでは、新会長就任に伴い、事務局より報告がありますので、説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、先ほどの新会長就任に伴い、群馬県農業会議常設審議委員につきましては、一般社団法人群馬県農業会議常設審議委員会運営規程により、新会長を後任者として報告させていただきます。  
以上で説明を終わりにします。

議 長 ただいま説明がありましたが、ご意見ございますか。  
委 員 なし。  
議 長 ご意見もないようですので、改めて事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 会長職務代理者である牛久保委員が会長に立候補し、自動失職されたため、会長職務代理者が2人となりました。太田市農業委員会規程第3条では、会長職務代理者は3人以内とありますので、会長職務代理者を2人のまま継続することもできますが、互選にて1人追加し、3人とすることも可能となりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 事務局より説明があったように、会長職務代理者を2人のまま継続するか、1人を追加し3人で行うかお伺いいたします。

2 番 委員 組織の運営上は、やはり今までと同じように3人体制でいったほうがよろしいかと思いますが、いかがなものでしょうか、提案です。

議 長 ただいま1人追加し、3人体制でとのご意見がありましたが、いかがでしょうか。  
委 員 異議なし。  
議 長 それでは、1人追加し、3人とすることにご異議ございませんか。  
委 員 異議なし。  
議 長 それでは、会長職務代理者の互選について追加議案第2号とし、議題といたします。事務局長より説明をお願いします。

事務局 会長職務代理者の互選は、会長の互選と同様となりますので、説明は省略させていただきます。選出方法といたしましては、先ほどお話ししたとおり、投票と指名推選の2つの方法があります。よろしく願いいたします。

議長 会長職務代理者の選出方法は、投票と指名推選のいずれの方法で選出すればよろしいかとお伺いいたします。

2番委員 複数の人数がいますので、当初、職務代理を3人で決めたときと同様に、地区別の代表者で構成した中で指名推選のほうがいいかと思いますが、いかがなものでしょうか。以上です。

議長 ただいま指名推選による方法とご発言がありましたが、ご異議ございませんか。

委員 異議なし。  
議長 異議なしと認め、職務代理者の選出方法は指名推選で行うことと決定いたします。

委員 それでは、選考委員として各地区協議会で1名、計6名の選考委員を選出することといたします。これにご異議ございませんか。

議長 異議なし。  
議長 異議なしと認め、選考委員の選出のため、暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
それでは、それぞれの地区協議会において選考委員が選出されたようですので、事務局から選考委員の発表をお願いいたします。

事務局 それでは、各地区協議会から選出されました選考委員を発表いたします。  
第1地区、中村博正委員、第2地区、山田清作委員、第3地区、石原康男委員、第4地区、飯塚茂夫委員、第5地区、齋藤森雄委員、第6地区、小島秀一委員、以上6名になります。

議長 各地区協議会から選出された6名の選考委員が事務局より発表されましたが、ご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)  
議長 異議もないようですので、以上6名を選考委員と決定いたします。  
それでは、選考委員の皆様、別室で職務代理者候補の選考をお願いいたします。  
なお、報告につきましては、選考委員の代表者より報告をお願いいたします。  
それでは、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
選考の結果について、報告をお願いいたします。代表者の方。

14番委員 お世話になります。2番委員という意見も出たんですけども、農業の経験が古いということで、第5の5番委員を推薦いたしました。よろしく願います。

議長 ただいま報告がありましたとおり、職務代理者に木村克巳委員が推薦されました。指名方法につきましては、議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)  
議長 ご異議ないものと認め、議長において指名することと決定いたします。  
それでは、太田市農業委員会職務代理者に木村克巳委員を指名いたします。

委員 お諮りいたします。ただいま指名いたしました木村克巳委員を農業委員会会長職務代理者当選人と決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)  
議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました木村克巳委員が太田市農業委員会会長職務代理者に当選されました。木村克巳職務代理者、職務代理者の席にお座りください。  
新たに農業委員会職務代理者に選任されました木村克巳職務代理者から就任のご挨拶をお願いいたします。

新職務代理者 ただいま推薦いただきまして職務代理者に選ばれました。これから1年弱ですけれども、よろしく願います。

- 議長 ありがとうございます。  
それでは、事務局長より発言があります。
- 事務局 それでは、3名の職務代理人について、会長が欠けたとき、事故があるときに会長の職務を代理する順位につきまして、協議する必要があるので、職務代理人3名につきましては別室で協議をお願いいたします。
- 議長 ただいま事務局長より発言がありましたことについて、協議いたしますので、決まるまで暫時休憩といたします。
- (暫時休憩)
- 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
事務局長より発言があります。
- 事務局長 それでは、私から報告させていただきます。  
順位1、中村博正職務代理人、順位2、清水由紀江職務代理人、順位3、木村克巳職務代理人。以上となります。
- 議長 ただいまの報告のとおり、順位1位、私、中村博正です。2位は清水由紀江委員、3位が木村克巳委員と決定いたします。  
それでは、次の議案に進みたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 議長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあつたので、審議を求めます。  
提出件数は4件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数4件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 龍舞町の土地 田 1,527 m<sup>2</sup> 外2筆 計 2,758 m<sup>2</sup>、農地を譲受け経営規模を拡大したい。
- 2番 安良岡町の土地 畑 140 m<sup>2</sup>、所有の内に隣接する、単独では耕作が難しい農地を譲受け、運営する障害者施設の利用者と共に耕作し

たい。

3番 二ツ小屋町の土地 畑 450 m<sup>2</sup> 外3筆 計 3,533 m<sup>2</sup>、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

4番 藪塚町の土地 畑 1,184 m<sup>2</sup> 外12筆 計 15,442 m<sup>2</sup>、発電量を確保し安定した売電事業を行うと共に、農地活用により優良農地の保全に努める。

1番から3番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、2番につきましては、権利取得後の経営面積が通常の下限面積であります50aを満たしておりませんが、許可の例外を規定する農地法施行令第2条第3項第3号のその位置、面積、形状等から見てこれに隣接する農地と一体として利用しなければ困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作している者が権利を取得する場合に該当し、問題ないと考えます。

4番、営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

なお、番号4番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に関わる営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。

また、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することとなっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものといたします。

それでは、番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

なお、第2地区協議会にも関連がありますので、併せて報告をお願いいたします。

16番委員

番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき



調査した結果は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

1 番 委員

譲受人は農地を譲り受け、経営規模を拡大したいということです。龍舞町の田んぼ、それに茂木町の畑です。確認調査票に基づいて現地を確認した結果、田んぼについては稲が作付してあります。畑については野菜が作付してあり、農地としては問題ないと思います。以上です。

議 長

ただいま、第1地区協議会及び第2地区協議会より番号1番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 4 番委員

報告します。譲受人は福祉法人を経営しており、隣接する農地を取得する場合の特例により農地を50a所有していなくても農地を譲り受けることができます。この土地は進入道路がないため、隣接地を所有している譲受人に贈与するものです。調査をしたところ、耕作放棄地になっており、譲受人が耕作するので問題が解決します。許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

ただいま、第2地区協議会より番号2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号3番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 当地区協議会で協議した結果、周辺農地にも支障ないため、許可相当といたします。  
以上、審議をよろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第4地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)  
議 長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は3件です。  
事務局より提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 395㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として敷地拡張するものです。

2番 新田中江田町の土地 430㎡、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

3番 新田小金井町の土地 380㎡ 外1筆 計428㎡、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」につ

いては例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。  
一般住宅用地として転用するものです。  
以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願ひいたします。  
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

17番委員 議長の代わりにご報告させていただきます。番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。  
現地確認では、申請人は昭和35年に農家住宅を建築したときから、宅地として利用してきた土地の一部が農地法の許可を受けていないことが判明したため、申請理由書を添付しての申請です。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。  
再度審議のほど、お願ひいたします。以上です。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号2番及び3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

19番委員 2番について報告します。敷地拡張との申出で、当協議会ではチェックリストに基づき現地確認したところ、始末書も添付してあることから問題ないと判断いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

7番委員 続けて、番号3番について説明します。  
第5地区協議会で許可基準チェックリストに基づきまして調査した結

果は、現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定をいたしました。  
再度の審議をよろしくお願いいたします。

- 議長 ただいま、第5地区協議会より番号2番及び3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号2番及び3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号2番及び3番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は1件です。  
事務局より提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 一般住宅及び店舗用地として許可を得ましたが、当初計画者が体調を崩してしまい実行できなくなり、相続人も建築を行う計画がないため、当該許可を承継するものです。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。  
番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番委員 議案第4号1番、これは議案第5号28番との関連です。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、やむを得ず計画変更ということです。承継者に売買ということで現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。
- 議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、

委員	ご意見、ご質問等ございますか。
議長	なし。
議長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議長	全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
議長	続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。 提出件数は31件です。 事務局より提案をお願いいたします。
事務局	提出件数31件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 661 m<sup>2</sup>、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。  
露天駐車場用地として転用するものです。

2番 古戸町の土地 56 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 高林南町の土地 500 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 別所町の土地 269 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 沖野町の土地 500 m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。  
一般住宅用地として転用するものです。

6番 矢場新町の土地 308 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に

において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

7番 台之郷町の土地 43 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 台之郷町の土地 276 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 龍舞町の土地 463 m<sup>2</sup>、農地区分は、「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、東武小泉線竜舞駅から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。一般住宅用地として転用するものです。

10番 龍舞町の土地 206 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 龍舞町の土地 238 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 下小林町の土地 2,899 m<sup>2</sup> 外2筆 計4,160 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、店舗及び駐車場用地として転用するものです。

13番 下小林町の土地 326 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 八重笠町の土地 1,197 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

15番 東金井町の土地 1,030 m<sup>2</sup> 外11筆 計26,302 m<sup>2</sup>、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天車両置場用地として一時転用するものです。

16番 東金井町の土地 1,079 m<sup>2</sup> 外13筆 計33,270 m<sup>2</sup>、農地区分農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天車両置場用地として一時転用するものです。

17番 安良岡町の土地 385 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

18 番 東今泉町の土地 2,160 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

運動場用地として転用するものです。

19 番 矢田堀町の土地 1,143 の内 90.96 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

通路用地として一時転用するものです。

20 番 押切町の土地 119 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場・資材置場用地として敷地拡張するものです。

21 番 世良田町の土地 383 m<sup>2</sup> 外3筆 計 1,100 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、従業員駐車場及び中古車置場用地として転用するものです。

22 番 新田反町町の土地 264 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、「第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

23 番 新田上江田町の土地 499 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、「第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

24 番 新田金井町の土地 331 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

25 番 藪塚町の土地 987 m<sup>2</sup> 外1筆 計 1,959 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅及び露天資材置場用地として転用するものです。

26 番 藪塚町の土地 1,184 の内 6.69 m<sup>2</sup> 外 10 筆 計 15,359 の内 82.28 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

27 番 藪塚町の土地 299 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、「第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に

において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

28番 大原町の土地 478 m<sup>2</sup>、農地区分は、「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、太田市役所藪塚本町庁舎から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

露天駐車場及び資材置場用地として転用するものです。

29番 大原町の土地 1,006 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、「第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

グループホーム用地として転用するものです。

30番 大原町の土地 592 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、「第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

工場及び事務所用地として転用するものです。

31番 六千石町の土地 500 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、「第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。番号1番から5番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員

番号1番の申請人は近隣でクリニックを営んでおり、駐車場が手狭に



なったため、現在の施設から近い申請地を借り受け、駐車場として利用したいとの申請です。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

また、2番、3番は一般住宅用地としての申請です。こちらも周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほどお願いいたします。以上です。

1 2番委員

続いて、番号4番、5番を報告します。

番号4番の申請人は借家に住んでおり、資金の都合がついたため、現住所に近い申請地を取得して住宅を建築したいとの申請です。

番号5番の申請人も借家に住んでおり、資金の都合がついたため、実家の隣接地を父から借り受けて自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長  
委 員  
議 長

ただいま、第1地区協議会より、番号1番から5番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号1番から5番を許可とすることに決定いたします。

続いて、番号6番から19番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員

6番、7番、8番について、一括して報告いたします。

周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。再度の審議のほど、よろしく申し上げます。

1番委員

続きまして、9番から14番まで報告したいと思います。

まず、9番、10番、11番、13番は住宅用地の申請です。現地を確認したところ、周辺農地へも支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定しました。

番号12番については、店舗及び駐車場用地で、譲受人が医薬品等の販売業を営んでおり、国道沿いの利便性が高い申請地を借り受け、ドラッグストアを建築したいということです。現地を確認したところ、周

辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。

続きまして、14番は太陽光発電の設置用地です。譲受人は再生可能エネルギー発電事業を営んでおり、申請地を借り受け、太陽光発電を設置したいということです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 14番委員

続きまして、15番、16番、17番を報告します。

15番、16番は東金井町モータープール一時転用の件です。農業専用地区の土地を農地所有適格法人以外の法人が土地の売買を締結していることはいろいろ問題がありますが、一時転用許可申請を受け、許可基準チェックリストに基づきチェックした結果、下記条件をつけて許可相当と意見決定しました。再度のご審議をお願いします。

条件1、土地売買契約にあたり土地代金全額の授受があった場合、30日以内に農業委員会に報告すること。2、一時転用の許可期限終了の6か月前から1か月ごとに農地復旧作業報告書を農業委員会に報告すること。以上です。

続きまして、17番、譲受人は安良岡町で設備業を営んでおり、業務拡大のため、資材置場として利用するものです。現地調査をしたところ、宅地に挟まれた土地であり、周辺農地への影響もないことから、許可相当と意見決定しました。再度のご審議をお願いします。

#### 4番委員

それでは、18番、会長に代わりまして説明します。

18番につきましては、認定こども園を営んでおまして、既存の運動場を駐車場として利用することに伴って運動場が不足するというところで、新たに申請として出したものであります。周辺農地への営農の支障はないので、許可相当として地区協議会では決定しました。

19番は、庫裏の建て替え工事のための搬入路がないため、申請地を借り受けて、一時転用として申請をしたものであります。周辺への影響もございませんので、許可相当として決定しました。

再度ご審議をお願いします。以上です。

議長  
委員  
議長

ただいま、第2地区協議会より、番号6番から19番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号6番から19番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号6番から19番を許可とすることに決定いたします。  
 続いて、番号20番及び21番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 15番委員 20番は資材置場、21番につきましては中古車置場、周辺農地への支障もないため、当地区では許可相当と意見決定しました。  
 以上、審議をよろしく願います。
- 議 長 ただいま、第4地区協議会より、番号20番から21番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 9番委員 今、外国人が日本の土地を随分買っているのですけれども、これは国が担当することだと思いますが、それに対する規制というのは今やっているんですかね。場合によると水源地を中国人が買うなど、いろいろあると思うのですけれども。この場合、規制の担当が国なら、農業委員会の方では関係ないかもしれないのですけど、どうなんですかね。
- 議 長 事務局、分かる範囲内で外国人が土地を取得することに対して、規制等がありますか。
- 事 務 局 今回の2件、農地転用を伴う外国人の方の土地取得なのですけれども、調べたところ、取得に対して特に制限は今のところありませんでした。以上です。
- 議 長 そのほか意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
 番号20番から21番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
 (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号20番から21番を許可とすることに決定いたします。  
 続いて、番号22番から24番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 7番委員 22番の関係について説明させていただきます。この土地につきましては、反町薬師のすぐ東側ということでありまして、周りは住宅がぼつぼつできています。この土地につきましても、不動産屋が入っておりまして、譲渡人が土地をご自分で処分するというふうなことでございますので、周囲に対する影響はないと思われまますので、承認してもいいのではないかとということです。よろしく願います。
- 5番委員 番号23番、24番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに

基づき調査した結果は、現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より、番号22番から24番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。  
委員 なし。  
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号22番から24番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号22番から24番を許可とすることに決定いたします。  
続いて、番号25番から26番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号26番につきましては、議案第2号、番号4番の農地法第3条の区分地上権について併せて報告願います。

11番委員 番号25番について説明いたします。番号25番ですが、当地区の協議会で調査した結果を報告いたしますと、譲受人が外構工事を営んでおりまして、申請地を取得し、住宅を建築して、その敷地内を資材置場として利用するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほどよろしく願いいたします。  
面積は非常に多いのですが、傾斜地部分が3分の1ぐらい含まれていますので、実際に利用する面積はもっとこれよりも少なくなると思います。以上です。

13番委員 続きまして、議案第5号、26番から30番まで報告したいと思います。議案第5号、26番について、議案第2号、4番との関連です。第2号、4番については、営農型太陽光発電です。議案第2号の4番の関係は区分地上権の設定です。それから、議案第5号の26番のほうでは賃借権の設定ということです。太陽光発電業者と営農者ともに、電力、農作物に努めるという関係になると思うのですが、実際にはこれはミョウガを栽培しております。令和元年については令和2年2月に報告がありました。10a当たり493kg、次の年は496kg、そして今年の報告が466kgと30kgほど減っているのですが、去年の梅雨明け後の日照りが結構影響しているということです。ミョウガの間に草でなるべく水分が飛ばないように保持していたようなのですが、

ちょっと草があつていいのかなというふうなことで、今後、やはり単収を多く行ってもらいたいということで業者を呼びまして、ミョウガ栽培についてしっかりした気持ちで臨んでほしいということをお願いしてきました。

続きまして、議案第5号、27番、叔父より譲り受け、自己住宅を新築したいということです。

議案第5号、28番、承継、隣接地を購入して露天駐車場、資材置場として利用したい。

議案第5号、29番、申請地を購入し、グループホーム駐車場として利用したい。

議案第5号、30番、隣接地を購入し、工場及び事務所を建設したい。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

18番委員

最後の31番を報告いたします。

申請人は、父より土地を借り受けて自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま、第6地区協議会より、番号25番から31番及び議案第2号、番号4番の農地法第3条の区分地上権について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号25番から31番及び議案第2号、番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号25番から31番及び議案第2号、番号4番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議 長 以上で審議は終了しましたが、次の報告第1号は先月、農業会議に意見聴取した7月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。  
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。  
続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。

事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、9件提出されております。  
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、20件提出されております。  
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、9件提出されております。  
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、11件提出されております。  
それぞれの内容については記載のとおりです。  
以上、報告させていただきます。

議 員 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。  
委 員 なし。  
議 長 ご質問等もないようですので、以上で第25回定例総会を終了いたします。長時間にわたりご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

閉 会 令和4年8月8日（月） 午後3時54分